

	鳥取県公報	令和6年11月26日（火） 号外第93号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 条 例 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（41）（病院局総務課）・・・3 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 （42）（市町村課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例 （43）（医療・保険課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（44）（家庭支援課）・・・・・・7		

公布された条例のあらまし

◇地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

1 条例の制定理由

地方自治法の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次の条例中引用する地方自治法の条項を改める。

ア 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例

イ 鳥取県営企業の設置等に関する条例

ウ 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例

エ 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(2) 施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日とする。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 市町村等が処理する事務について定めた規定中引用する農業振興地域の整備に関する法律の条項を改める。

(2) 施行期日は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日とする。

◇鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 県の責務を定めた規定中引用する大麻草の栽培の規制に関する法律の用語を改める。

(2) 施行期日は、令和 7 年 3 月 1 日とする。

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 特定電気通信役務提供者に対し青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する情報等を提供する努力義務を定めた規定中引用する法の題名及び条項を改める。

(2) 施行期日は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする。

条 例

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第41号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第11条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第11条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 6 条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の9第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 6 条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に

係る賠償額が10万円以上である場合とする。	係る賠償額が10万円以上である場合とする。
-----------------------	-----------------------

(職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、知事、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員及び委員並びに職員（<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、知事、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員及び委員並びに職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第42号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
24の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3） 略 （4） <u>第16条第1項</u> の規定による必要な措置の勧告 （5） <u>第16条第2項</u> の規定による勧告に従わない旨及び勧告の内容の公表	西伯郡伯耆町	24の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3） 略 （4） <u>第15条の4第1項</u> の規定による必要な措置の勧告 （5） <u>第15条の4第2項</u> の規定による勧告に従わない旨及び勧告の内容の公表	西伯郡伯耆町
略		略	

附 則

この条例は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第62号）の施行の日から施行する。

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第43号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(県の責務) 第3条 略 2 知事は、次に掲げる措置をとるものとする。 （１） 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定による <u>第一種大麻草採取栽培者</u> の免許はしない。 （２）・（３） 略	(県の責務) 第3条 略 2 知事は、次に掲げる措置をとるものとする。 （１） 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定による <u>大麻草採取栽培者</u> の免許はしない。 （２）・（３） 略

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第44号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（安全にインターネットを利用できる環境の整備） 第12条の2 略 2・3 略 4 インターネットに接続する機能を有する機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者及び<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第4号</u>に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する情報その他青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。 5～7 略	（安全にインターネットを利用できる環境の整備） 第12条の2 略 2・3 略 4 インターネットに接続する機能を有する機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者及び<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号</u>に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する情報その他青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。 5～7 略

附 則

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行の日から施行する。